

○総務省訓令第 号
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令
電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>【第1 略】</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>【1・2 略】</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>【(1)～(6) 略】</p> <p>(7) 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。）</p> <p>ア モータースポーツのために開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>【(ア)～(エ) 略】</p> <p>【削る】</p> <p><u>(オ) 空中線電力</u> 5Wである<u>こと。</u></p> <p><u>(カ) 【略】</u> 【削る】</p> <p><u>(キ) 通信方式</u> <u>単信方式、半複信方式</u>であること。</p> <p><u>(ク) 開設に当たっての指導事項</u> 免許に際しては、次の事項について関係者に対して十分指導を行うこと。</p> <p>【A～C 略】</p> <p><u>D 当該無線局の運用に関しては、同一周波数を使用するゴルフ競技運営用の無線局の免許人との間で事前に運用調整を行うこと。</u></p>	<p>別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準</p> <p>【第1 同左】</p> <p>第2 陸上関係</p> <p>【1・2 同左】</p> <p>3 その他の一般無線局</p> <p>【(1)～(6) 同左】</p> <p>(7) 一般業務用（通信事項がスポーツ・レジャーに関する事項の無線局の場合に限る。）</p> <p>ア モータースポーツのために開設する陸上移動業務の無線局の審査は、次の基準により行う。</p> <p>【(ア)～(エ) 同左】</p> <p><u>(オ) 電波の型式</u> <u>F2D及びF3Eであること。</u></p> <p><u>(カ) 空中線電力</u> 5Wであること。<u>ただし、423.1125MHzから424.1750MHzまでの周波数を使用する無線局にあつては、「鈴鹿サーキット」、「富士スピードウェイ」及び「スポーツランドSUGO」のサーキット敷地内を移動する車載用として運用する場合以外は、3W以内で運用するものであること。</u></p> <p><u>(キ) 【同左】</u></p> <p><u>(ク) 移動範囲</u> <u>参考の2に記載した各サーキット敷地内に限ること。ただし、423MHzから423.1MHzまでの周波数を使用する無線局については、この限りでない。</u></p> <p>(ケ) 通信方式 単信方式であること。</p> <p><u>(コ) 開設に当たっての指導事項</u> 免許に際しては、次の事項について関係者に対して十分指導を行うこと。</p> <p>【A～C 同左】</p> <p>【新設】</p>

【削る】

【イ・ウ 略】

【(8)～(20) 略】

(21) 略

【4 略】

【第3～第5 略】

備考 表中の【 】の記載は注記である。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

[参考]

1 無線局の使用形態

車に搭載して使用する、携帯して使用する、又はサーキットのピット内に送受信機を置いて空中線はピットの屋根に簡易設置して使用するという形態で使用される。

また、1チームで2波を使用する場合は、ピット内の無線局で自動中継を行うことになる。

2 サーキット名

十勝インターナショナルスピードウェイ

スポーツランド SUGO

エビスサーキット

日本海間瀬サーキット

筑波サーキット

ツインリンクもてぎ

スポーツランド山梨

富士スピードウェイ

鈴鹿サーキット

岡山国際サーキット

中山サーキット

阿讃サーキット

オートボリス

【イ・ウ 同左】

【(8)～(20) 同左】

(23) 同左

【4 同左】

【第3～第5 同左】